

患者・職員満足度向上検討会 要綱

(設置)

第1条 市立函館病院（以下病院という）において、患者に提供するサービスの向上と職員の職場に対する満足度の向上を図るため、病院に患者・職員満足度向上検討会（以下検討会という）を設置する。さらにこれまで、職員のコミュニケーション能力の向上や患者が満足できる医療サービスを提供するための知識・技術等を養うことを目的として行われてきた、待遇改善委員会についても本検討会で掌握する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、患者サービス向上と職員満足度の向上を推進する責任機関として、次に掲げる事項について調査、研究、対策の実施、検証、教育、啓発を行う。

- (1) 待遇に関する事項
- (2) 患者満足度に関する事項
- (3) 療養環境に関する事項
- (4) 職員満足度に関する事項
- (5) 本検討会の主旨に沿ったその他の事項

2 前項第1号の事項については、次に掲げる事項も行う。

- (1) 待遇改善に向けての計画立案
- (2) 待遇研修の実施
- (3) 院内全体の待遇改善に向けての職員への啓蒙活動

(組織)

第3条 検討会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 病院長が指名する医師
- (2) 病院長が指名する看護職員
- (3) 病院長が指名する技術職員
- (4) 病院長が指名する事務職員
- (5) 委員長が必要と認めた職員

(委員長および副委員長)

第4条 検討会には委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、原則として月1回程度会議を開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合にはこの限りではない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 検討会の会議は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数をもって可決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は検討会に委員以外のものの出席を求め、その意見および説明を聴き、資料の提出を求めることができる。
- 6 委員会の下部組織として、看護局に「接遇改善小委員会」を設置する。

(事務処理)

第6条 検討会の庶務は、事務局庶務課・医療企画センター企画担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、検討会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。